

低圧蓄熱調整契約

(選択約款)

令和2年10月1日実施

北海道電力株式会社

低圧蓄熱調整契約

1 目 的

この選択約款は、お客さまが蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転により昼間から夜間への負荷移行を行ない、電力供給設備の合理的かつ経済的な運用を図ることを目的といたします。

2 選択約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この選択約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) この選択約款を変更する場合には、当社は、この選択約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわれない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 適用範囲

特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の低圧電力または選択約款の低圧時

間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約（令和元年10月1日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、供給約款の低圧電力または選択約款の低圧時間帯別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の算式によって算定された金額といたします。

イ 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧電力の使用電力量}}{1 \text{ キロワット時あたり料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4) イ の蓄熱割引率}$$

ロ 選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧時間帯別電力の夜間時間における使用電力量}}{1 \text{ キロワット時あたり料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4) ロ の蓄熱割引率}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱

電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.235
-----------	-------

ロ 選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄 熱 割 引 率	0.076
-----------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当該一般送配電事業者は、原則として、夜間使用電力量をその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

(3) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における夜間使用電力量は、供給約款25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(2)

に準じて計量した夜間使用電力量を合算してえた値といたします。

- (4) 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。
- (5) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契 約 期 間

供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合の契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この選択約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

8 解 約 等

- (1) 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合で、お客さまが次のいずれかに該当するときには、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 供給約款 35（供給の停止）(1)または(3)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ニ この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金等相当額その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合で、お客さまが、供給約款 44（需給契約の廃止）(1)による通知をされなくて、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかなきには、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

9 そ の 他

- (1) 供給約款の低圧電力として電気の供給を受ける場合で、お客さまがこの選択約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われないとき等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者に通知することがあります。
- (2) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (3) お客さまが蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (4) その他の事項については、供給約款（供給約款 35〔供給の停止〕(2)を除きます。）または選択約款の低圧時間帯別電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、令和2年10月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱運転によって、本則4（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、お客さまが1年を通じてこの選択約款の適用を受けることを希望される場合で、かつ、平成28年4月1日の際現に選択約款の低圧蓄熱調整契約に係る供給設備を設置している需要場所において、この選択約款実施の日以降にお客さまが新たに電気を使用されるときには、本則3（適用範囲）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。ただし、平成28年4月1日以降に蓄熱式負荷設備をすべて取り外された場合を除きます。

3 平成28年3月31日までに需給開始されているお客さまの料金その他の供給条件

平成28年3月31日までに需給開始されているお客さまの料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款35（供給の停止）(2)を適用いたします。この場合、本則9（その他）(4)にいう「供給約款」は、供給約款35（供給の停止）(2)を含むものといたします。
- (2) 本則8（解約等）にかかわらず、供給約款46（解約等）を適用いたします。
- (3) 本則9（その他）(1)は適用いたしません。
- (4) その他の事項については、この選択約款に定めるところによるものといたします。